

2016年10月

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

参議院選挙の結果、安倍自公政権は改憲に賛成する各党の議席と合わせて改憲発議に必要な3分の2を超える議席を確保し、「すでに憲法改正案は提示している。憲法審議会の中で議論を進め、改憲を進める」と公言しています。選挙中は、一言も触れずに、「アベノミクスの好循環」を強調し多数を確保した自公政権が、自民党の憲法改正案にもあるように、社会保障は「自立・自助」、「自己責任」、「家族的責任」を強調し、耐え難い負担増を押し付ける計画が、選挙直後から再開した各種委員会で検討されています。

すでにこれまでの3年間に社会保障関係費予算の自然増が1兆3500億円圧縮され、骨太方針2015を受け、今後3年間で「集中改革期間」として位置づけさらに1兆5000億円の削減にむけ、制度の改悪と国民負担増が強行されようとしています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度改悪について自治体からのご意見をうかがいながら、地域住民の命と暮らしを守る共通の課題を一致させ、本来の自治体の役割を発揮していただくことを要望してまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますようお願いいたします。

記

【陳情事項】—★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(高齢介護課)

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料を一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

(回答)

介護保険法に基づき、一般会計からの繰り入れを行っています。また、第6期介護保険料は基金の取り崩しにより軽減を行っています。介護保険料の段階は国の基準より多い14段階とし、応能負担を強めています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

介護保険料については、高齢福祉年金受給者や災害等に遭われた方に対する減免を行っています。利用料については、負担限度額認定や社会福祉法人による利用者負担額の軽減を行っています。

③補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、や

むを得ない事由のある方に対しては措置制度を活用して救済してください。＜新規＞
(回答)

境界層措置、高齢者虐待防止対策におけるやむを得ない事由による措置の対象要件に該当する方に対しては、適切な措置対応をしていきます。

(高齢介護課)

(2)介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

(回答)

確認票により基本チェックリストか介護申請をして頂き、利用する方が必要且つ適切なサービス利用ができるように行います。

②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

(回答)

現行の予防給付と同様に実施します。ただし、総合事業における緩和Bにおいて、家事サポーターのみを使う場合は、初回のマネジメントのみとなります。

(高齢介護課)

★(3)基盤整備について

特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

(回答)

小規模多機能施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、公募により事業者の募集を行い、整備を図ってまいります。

(高齢介護課)

(4)総合事業について

①総合事業移行にあたって

★ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

(回答)

利用する方が必要な本人に適したサービスの利用ができるよう進めていきます。

★イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

(回答)

津島市では、緩和した基準サービスに移行するために進めていますが、各協議会で内容を協議し、事業所や市民向けの説明会などで周知していきます。

ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乘せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

(回答)

新たな住民主体のサービスのため、生活支援サービスを提供するボランティア研修を実施後、登録していただきます。また、小単位のサロンの開催等に向け進めています。

②サービスの提供について

サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。

(回答)

平成 29 年から開始する総合事業の事業費及び住民主体のサービスなどへの助成等について協議会で検討した結果を基に予算編成をしていきます。

(高齢介護課)

(5) 高齢者福祉施策の充実にむけ

① 宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

(回答)

平成 29 年から始まる総合事業では、町内会や趣味のクラブ等の小単位のサロンを開催する場合に運営補助金を助成します。

② 住宅改修、福祉用具、高額介護サービスの受領委任払い制度を実施してください。

(回答)

住宅改修及び福祉用具については、受領委任払い制度を実施しています。高額介護サービス費については、実施する予定はありません。

(高齢介護課)

★(6) 障害者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答)

要介護1以上と認定されたほぼ全ての方を、障がい者控除の対象としています。

② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(回答)

障がい者控除の対象者全てに、障がい者控除対象者認定申請書を送付しています。

(保険年金課)

2. 国保の改善について

★① 保険料(税)は減免制度を拡充する等で払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)

津島市独自に低所得者減免を実施しており、これ以上の拡充予定はありません。

★② 18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

(回答)

子どもの均等割の減免については、国が制度化し、全国統一的に実施されるべきものであると考えております。

★③ 資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

(回答)

資格証明書の発行は、国や県の指導を受けて要綱に基づいて実施しています。短期保険証についても、発行に際しては本人との面談を前提にしており、十分に実態を把握して対応しております。また、保険税が未納となっている加入者には、電話での対話や面談を行い、その生活実態を慎重に調査し、徴収や差し押さえを行っています。なお、相談がなく納税していない世帯の18歳(年度末)までの方には短期保険証を交付しております。

④ 保険料(税)を払えない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁は行わないでください。短期保険証を発行する場合は、最低6カ月にしてください。

(回答)

③で回答

⑤ 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答)

一部負担金の減免制度は、平成 20 年4月から始まり、平成 22 年7月より生活保護基準額の 1.4 倍以内の方を対象とするように拡大しました。それ以上の拡大は、現在予定しておりません。

また、この制度の周知については、広報にて全戸を対象に実施しております。

(収納課)

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

★①税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないでください。

(回答)

差押禁止財産につきましては、今後も法令を遵守してまいります。

★②税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答)

納税の猶予等につきましては、今後も法令を遵守してまいります。

また、これまでと同様に分割納付にも応じると共に、納税折衝の中で減免等に該当することが判明した場合には、必要な手続きをご案内してまいります。

(福祉課)

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いたずら」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)

生活保護法に基づき適正実施を行っております。申請意思のある方においては、即日申請書を受理しております。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

(回答)

社会情勢の変化など複雑・多様化する市民のニーズに対応するため、計画的な採用と、適材適所の配置に努め、研修等については、職員を積極的に参加させ、資質向上に努めて参ります。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

(回答)

生活保護申請窓口には警察官OBは配置していません。

④生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

(回答)

生活困窮者自立相談支援事業については、現在、社会福祉協議会へ委託しております。生活保護ケースワーカー経験者で相談業務を行っており、関係機関との連携をしております。

★⑤冬季加算引下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当など新設してください。

<新規>

(回答)

国の生活保護制度の運用に従い、個々に対応が必要なケースは福祉事務所で判断し、特別基準を認定し、状況にあった形で対応しています。

⑥外国人への生活保護制度および手続きに関する説明文書(ポルトガル語やタガログ語)を整備してください。<新規>

(回答)

外国人の方の生活保護制度の説明を行う際に、他自治体の作成した外国語対応の説明文書を活用し、外国人の方にも制度の理解をしてもらえるように努めています。

(保険年金課)

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

子ども医療については、平成26年8月から小学校3年生まで拡大し現物給付をしております。また、小学校4年生から18歳年度末までの世帯で経済的に支援が必要な家庭への助成をしております。精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者の方へは、全疾病を対象に助成、自立支援医療の対象者の方へは、通院分について助成をしております。これ以上の拡大については、予定しておりません。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

①で回答

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)

平成27年8月から、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者の医療費助成の対象を全疾病に拡大しました。

(子育て支援課・学校教育課)

6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

ア)子どもの貧困率(等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の18歳未満の子どもの比率)を調査してください。(子育て支援課)<新規>

(回答)

現在、子どもの貧困に関する実態調査を県が進めており、今年の12月に学校を通じ調査をする予定であるため、その調査結果を参考にしたいと考えております。

イ)就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。(学校教育課)

(回答)

就学援助制度について、支給基準は、生活保護基準の1.0倍です。市のホームページ、広報において制度の周知を行っています。平成26年度から一部支給額の拡充を実施しました。

ウ)教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPO

などで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。(学校教育課) <新規>

(回答)

現在、支援を行っている自治体はごく一部に限られており、今後の県、各市の状況等の動向を見守りたいと考えております。(子育て支援課)

★②小中学校の給食費を無償にしてください。当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行い、未納者が生じないようにしてください。(学校教育課)

(回答)

学校給食法第 11 条に基づき保護者に負担していただいておりますが、給食費の無償化は考えていませんが、市が一部を負担し、給食の充実を図っています。

★③児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。(子育て支援課)

(回答)

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもが健やかに成長できるよう努めます。また、施設形態によって内容に違いはありますが、市の条例等に基づいて適切な教育・保育が受けられるようにしてまいります。認可保育園の増加については来年度より認定子ども園として1園増える予定です。

④保育環境や保育士の配置基準等の規制緩和をせず、拡充してください。保育料の軽減や、保育士の処遇改善を直ちに実施してください。(子育て支援課)

(回答)

現状では保育環境や保育士の配置基準の規制緩和を行う予定はありません。保育料は社会情勢を鑑みながら適正な保育料設定に努めてまいります。また、保育士の処遇改善につきましては国の基準に準じて対応してまいります。

⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。(子育て支援課・学校教育課)

(回答)

妊娠期から子育て期に渡るまでの切れ目のない支援体制を整え、虐待予防、早期発見・早期対応に努めています。(子育て支援課)

日頃から児童生徒とふれあう時間を大切にし、異変に気付くように努め、欠席の場合は電話連絡・家庭訪問等を実施しています。スクールカウンセラーは4中学校に4人、8小学校に2人配置し、さらに必要に応じて2人を配置できる体制を整えています。(学校教育課)

⑥子育て・ひとり親世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。(子育て支援課)

(回答)

出生児の保護者に子育て支援サービスに使用できる子育て応援券の配付や未婚のひとり親に対するみなし寡婦の適用等を実施しています。

(福祉課)

7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者が 24 時間 365 日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えています。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにしてください。

(回答)

利用者と相談の上、必要な場合は利用いただいています。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料を無償にしてください。

(回答)

国の基準に従い、住民税非課税世帯の利用料無料化を実施しております。課税世帯に対する無料化については、国の動向を見守っていきたいと考えています。

★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア)65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

(回答)

必要に応じて、サービスの説明等対応しています。

イ)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

(回答)

介護保険では対応できない部分について障がい福祉サービスを提供しています。

⑤入院中のヘルパー派遣を認めてください。

(回答)

福祉サービスにおける院内の介助については、通常病院スタッフにより提供されるものとされており。

⑥相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答)

機会を捉えて、県と連携し、国への要望を検討します。

★⑦重度の障害者が生活するグループホームの夜勤職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。＜新規＞

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えています。

(健康推進課)

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答)

市独自の一部公費助成については、現在考えておりません。平成27年4月1日以降に生まれた児童に対しては、つしま子育て応援券を交付していますので、その券を使って任意予防接種を受けることができます。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

(回答)

高齢者肺炎球菌ワクチンについては、平成26年10月から定期予防接種化されたことに伴い、平成27年3月末をもって任意予防接種の助成を廃止しています。接種忘れ等のないよう、定期予防接種を受けられる年度に個別勧奨を行ってまいります。なお、市独自の助成については、現在考えておりません。

【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①「経済・財政再生アクション・プログラム」による、社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめてください。また社会保障改善は、消費税増税に頼らず予算を確保し実施してください。(財政課)＜新規＞

(回答)

社会保障制度を維持していくためには、負担能力に応じた公平な負担、公的保険給付の範囲・内容の適正化が必要です。また、消費税増税につきましても、増大する社会保障費を確保するための財源として、やむを得ない国の政策判断の一つであるという側面も踏まえ、社会情勢や国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。(保険年金課)

(回答)

年金の改定は物価変動を考慮して調整されるもので、消費者物価指数も上昇傾向にあることから、今しばらくは、社会情勢や国の動向を見守っていききたいと考えております。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。(高齢介護課)

(回答)

国の動向を見ていきます。

- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。(保険年金課)

(回答)

子ども医療費無料化について、地域格差をなくすよう現行制度の拡充を要望しております。また、同時に市町村国保に対する国庫負担金減額措置の全面廃止も要望しております。

- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。(保険年金課)

(回答)

愛知県後期高齢者医療広域連合から、機会あるごとに国に対して要望しております。

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

(福祉課)＜新規＞

(回答)

国・県の動向を見守っていききたいと考えています。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について (保険年金課)

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

地域格差をなくすよう現行制度の拡充を要望しております。

②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)

市といたしましては、平成 27 年8月から精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者の補助対象を全疾病に拡大いたしました。今後、他市町村と情報交換しつつ検討してまいります。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(回答)

現在は、県の制度に準じて給付しており、今後、他市町村と情報交換しつつ検討してまいります。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。(保険年金課)

(回答)

意見書・要望書の提出は、今後、他市町村と情報交換しつつ検討してまいります。

以上